

一般媒介契約書

依頼の内容 売却・購入・交換

この契約は、次の3つの契約型式のうち、一般媒介契約型式です。なお、依頼者は、重ねて依頼する宅地建物取引業者を明示する義務を負います。重ねて依頼する宅地建物取引業者を明示しない契約とする場合は、その旨を特約するものとします。

- ・専属専任媒介契約型式
依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。
依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。
当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。
- ・専任媒介契約型式
依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。
依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。
当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。
- ・一般媒介契約型式
依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができます。
依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができます。

依頼者甲は、この契約書及び一般媒介契約約款により、別表に表示する不動産(目的物件)に関する売買(交換)の媒介を宅地建物取引業者乙に依頼し、乙はこれを承諾します。

年 月 日

甲・依頼者

住所

氏名

商号(名称)

代表者

主たる事務所の所在地

免許証番号

印

印

乙・宅地建物取引業者

- 1 依頼する乙以外の宅地建物取引業者
(商号又は名称) (主たる事務所の所在地)
- 2 通知義務
 - 一 甲は、この媒介契約の有効期間内に1に表示する宅地建物取引業者以外の宅地建物取引業者に重ねて目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を依頼しようとするときは、乙に対して、その旨を通知する義務を負います。
 - 二 甲は、この媒介契約の有効期間内に、自ら発見した相手方と売買若しくは交換の契約を締結したとき、又は乙以外の宅地建物取引業者の媒介若しくは代理によって売買若しくは交換の契約を締結させたときは、乙に対して、遅滞なくその旨を通知する義務を負います。
 - 三 一及び二の通知を怠った場合には、乙は、一般媒介契約約款の定めにより、甲に対して、費用の償還を請求することができます。
- 3 指定流通機構への登録の有無(有・無)

* _____

* 登録をする場合にあつては、当該登録をしようとする指定流通機構の名称を記入する。

- 4 有効期間 この媒介契約締結後 _____ ヶ月(年 月 日まで)とします。
(消費税及び地方消費税抜き報酬額) (消費税額及び地方消費税額の合計額)
- 5 約定報酬額 _____ 円と _____ 円を合計した額とします。
- 6 約定報酬の受領の時期 _____ とします。

7 特約事項

別表

所有者	住所	登記名義人	住所
	氏名		氏名

所在地

目的物件の表示	土地	実測	地目	権利内容	所有権・借地権
	建物	公簿	種類	宅地・田・畑 山林・雑種地 その他()	構造
		建築面積	間取り		
	マンション	名称	階	構造	造階建
	タイプ	LDK	共有持分	分の	
	専有面積				

備考

本体価額	円
消費税額 及び地方 消費税額 の合計額	円

媒介価額	総額	円
------	----	---

〔ただし、買い依頼に係る媒介契約については、次の別表を使用することとして差し支えない。〕

希望する条件

項目	目内	容	希望の程度
物件の種類			
価額			
広さ・間取り等			
物件の所在地			

その他の条件(希望の程度もお書き下さい。)

注 「希望の程度」の欄には、「特に強い」、「やや強い」、「普通」等と記入すること。